



平成 22 年 5 月 20 日

各 位

株式会社ファンケル

代表取締役 社長執行役員 成松 義文

(コード番号:4921 東証第一部)

問合せ先 取締役 管理本部長 島田和幸

(TEL. 045-226-1200)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 22 年 5 月 20 日開催の取締役会において、定款一部変更の件を平成 22 年 6 月 19 日開催予定の当社第 30 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

当社は、平成 22 年 5 月 20 日開催の取締役会において、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針(会社法施行規則第 118 条第 3 号に規定されるものをいい、以下「基本方針」といいます。)を決議するとともに、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み(会社法施行規則第 118 条第 3 号ロ(2))として、当社株式の大量買付行為に関する対応策(買収防衛策)(以下「本プラン」といいます。)の導入について決議を行いました。

本プランの当初の有効期限は、平成 22 年 6 月 19 日開催予定の当社第 30 期定時株主総会(以下「次回定時株主総会」といいます。)終結時までとしており、当社取締役会は、次回定時株主総会において、本プランの継続について株主の皆様のご承認を頂くことを予定しております。そこで、本プランの導入、継続、変更及び廃止について、株主の皆様の意思を反映させることに定款上の根拠を与えるべく、変更案第 17 条第 1 項を新設するものであります。

また、本プランに基づき新株予約権無償割当てその他の対抗措置を行うこと及びその場合の具体的内容につきましても、株主の皆様のご意思を反映させることに定款上の根拠を与えるべく、変更案第 17 条第 2 項を新設するものであります。

なお、当社が導入した本プランにつきましては、本日別途公表いたしました「当社株式の大量買付行為に関する対応策(買収防衛策)の導入について」をご参照願います。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 後
<p>(新設)</p> <p>第 17 条～第 41 条 (条文省略)</p>	<p>第3章 株主総会</p> <p>(<u>当会社株式の大量買付行為に対する対応策</u>)</p> <p>第 17 条 <u>当会社は、株主総会の決議または取締役会の決議によって、当会社株式の大量買付行為に関する対応策(以下「本対応策」という。)の導入、継続、変更または廃止の決定を行うことができる。</u></p> <p>② <u>当会社は、前項に規定する本対応策が定める手続に従い、取締役会の決議によるほか、株主総会の決議または株主総会の決議による委任に基づく取締役会の決議により、新株予約権無償割当てまたはその他の対抗措置を行うことおよびそれらに関する事項を決定することができる。</u></p> <p>第 18 条～第 42 条 (条文省略)</p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日

平成 22 年6月 19 日 (予定)

定款変更の効力発生日

平成 22 年6月 19 日 (予定)

以 上